

宇美町人権教育・啓発基本指針

(改定版)

町民一人一人の人権が尊重され、
偏見や差別のない心豊かな、
やさしさあふれるまちづくりの実現

令和7年3月改定

宇 美 町

宇美町教育委員会

はじめに

1948(昭和23)年の国際連合総会において採択された「世界人権宣言」の第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」と掲げられています。これは、個々の自由と、尊厳と権利についての平等が保障された社会を構築していく上で、私たち一人一人がどのように行動していくべきかを示している普遍的な理念ともいえます。

わが国においても日本国憲法第14条で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定められ、人権に関する制度や法律の整備など、人権に関する施策が進められています。

宇美町では、2000(平成12)年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、2013(平成25)年に人権教育・啓発の基本的方向を示す「宇美町人権教育・啓発基本指針」を策定し、本町の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりました。

しかしながら、学校、地域、家庭、職場など社会生活のさまざまな場面で、偏見や差別などの人権侵害は依然として存在しており、社会情勢の変化に伴い、多様化・複雑化しています。また、インターネット上での人権侵害や感染症への不安から生じた偏見や差別、ヤングケアラー、いじめや学校に行きづらさを感じるこどものことなど、新たな問題も顕在化しています。

このような社会情勢の変化や、2018(平成30)年に改定された「福岡県人権教育・啓発基本指針」、2023(令和5)年3月に策定した「第7次宇美町総合計画」及び2023(令和5)年施行の「こども基本法」等関連法令の趣旨を踏まえ、この度、基本理念や方向性は大切にしながら、基本指針を改定しました。

この基本指針に基づき、「宇美町が、いい」と誇りに思えるまちづくりをめざして、町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別のない心豊かな、やさしさあふれる宇美町を実現できるよう、今まで以上に人権教育・啓発を推進してまいります。

結びに、基本指針の改定にあたり、熱心にご協議いただきました宇美町人権教育推進協議会の皆様をはじめ、関係各位のご協力に厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

宇美町長 安川茂伸

宇美町人権教育・啓発基本指針 目 次

第1章 基本指針策定の基本的な考え方	1
1 基本指針改定の趣旨	1
2 基本理念	2
3 基本指針の位置付け	2
4 施策概要	3
5 施策体系	4
第2章 人権を取り巻く状況	5
1 国際的な取組	5
2 国や県における取組	6
3 本町における取組	9
第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	10
1 学校等における人権教育・啓発	11
2 地域社会における人権教育・啓発	11
3 家庭における人権教育・啓発	12
4 企業等における人権教育・啓発	13
5 行政職員・教職員に対する人権教育・啓発	13
第4章 分野別施策の推進	14
1 同和問題	14
2 女性の人権課題	17
3 こどもの人権課題	20
4 高齢者の人権課題	24
5 障がいのある人の人権課題	27
6 外国人の人権課題	30
7 感染症(HIV 感染症・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染症等) 患者等の人権課題	32
8 ハンセン病患者・元患者やその家族等の人権課題	35
9 犯罪被害者とその家族の人権課題	37
10 インターネット等による人権課題	39
11 性的少数者の人権課題	41
12 さまざまな人権課題	44

第5章 推進体制等47

- 1 町の推進体制 47
- 2 関係団体等との連携 47
- 3 基本指針の見直し 47

用語解説48

資料

- 世界人権宣言 56
- 日本国憲法(抄) 61
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 65
- 法務省人権啓発活動強調事項(令和6年度) 66
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 67
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律... 74
- 本邦出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律... 75
- 部落差別の解消の推進に関する法律 77
- 宇美町人権教育推進協議会委員名簿 78

本文の中で(*)を付した言葉は、本文48ページ以降に用語解説を掲載しています。

【「こども」の表記について】

「こども基本法」の理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、行政文書において「こども」表記を活用していくことが、こども家庭庁より推奨されているため、「こども」表記とします。

ただし、法令及び条例の名称、他の機関の名称等の固有名詞を用いる場合、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合は、平仮名表記ではないものを用いています。

【「障がい」の表記について】

「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、「障害」については「障がい」、「障害者」については「障がいのある人」と表記しています。

ただし、法令及び条例の名称、他の機関の名称等の固有名詞を用いる場合、著作物を引用する場合は、そのまま「障害」と表記しています。

第1章 基本指針策定の基本的な考え方

1 基本指針改定の趣旨

宇美町では、2000(平成12)年12月に施行した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、地方公共団体の責務として、本町の実情に即した人権教育・啓発に関する基本的な方向性を明らかにするため、2013(平成25)年3月に宇美町人権教育・啓発基本指針(以下「基本指針」という。)を策定しました。本町では、この基本指針に基づき、「町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別のない心豊かな、やさしさあふれるまちづくりの実現」をめざして、人権意識の高揚を図る人権教育・啓発に取り組んできました。

しかしながら、依然として、社会生活のさまざまな場面で、同和問題(部落差別)、女性、こども、高齢者、障がいのある人、外国人等に対する偏見や差別が見られます。また、基本指針策定以降、高齢化、国際化、情報化の進展などを背景に新たな人権課題が顕在化しており、こども・高齢者・障がいのある人に対する虐待の防止を目的とした法律や、障がいを理由とする差別の解消、ヘイトスピーチの解消、部落差別の解消を目的とした法律など、個別の人権課題の解決に向けた法整備も進んでいます。

このような人権を取り巻く社会状況の大きな変化や、基本指針策定から10年以上が経過した中、これまでの人権教育・啓発の成果と課題を踏まえ、必要な見直しを行うものです。

今回の改定では、これまでの取組を継承しつつ、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、「福岡県人権教育・啓発基本指針」の趣旨を踏まえ、性的少数者、インターネット上の人権課題、感染症に関する差別など、新たに顕在化した人権課題についても、教育・啓発に取り組むこととしています。

この新たな基本指針に基づいて、「町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別のない心豊かな、やさしさあふれるまちづくりの実現」をめざし、人権教育・啓発に関する施策を、総合的かつ効果的により一層、推進していきます。

**町民一人一人の人権が尊重され、
偏見や差別のない心豊かな、
やさしさあふれるまちづくりの実現**

2 基本理念

人権政策の推進に当たっての基本理念を「町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別のない心豊かな、やさしさあふれるまちづくりの実現」と掲げ、人権に関するこれまでの取組の成果を生かしながら、町民一人一人が人権の大切さを再認識するとともに、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場（以下「学校、地域、家庭等」という。）と機会を通し、効果的な方法で人権教育・啓発を推進します。

3 基本指針の位置付け

1 この基本指針は、日本国憲法に定められた基本的人権の尊重を確立するため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に定められた行政の責務に基づき策定し、及び「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づいた、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 本町における人権が尊重される社会の実現をめざすための人権教育・啓発の在り方を示すものです。

3 本町が進めてきた人権教育・啓発の成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、さまざまな人権課題の解決を図るための人権教育・啓発として創造的・発展的に再構築するものです。

4 人権が尊重される社会づくりの担い手は町民であるとの理念の下に、本町における人権教育・啓発の基本的な方針を示すものであり、行政機関、企業、民間団体等がそれぞれの役割を踏まえた上で、連携・協働し、実効ある人権教育・啓発を推進するものです。

4 施策概要

世界人権宣言 日本国憲法 他関係法令

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 2000(平成12)年12月施行

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

福岡県人権教育・啓発基本指針 2018(平成30)年3月改定

宇美町人権教育・啓発基本指針

町の将来像

宇美町第7次総合計画 ～「このまちが、いい。」わたしたちの誇り 宇美～

宇美町総合戦略 宇美町地域コミュニティ推進計画 宇美町教育振興基本計画
宇美町こども計画 男女共同参画うみプラン 宇美町総合福祉計画
宇美町スポーツ推進計画 宇美町子ども読書活動推進計画 宇美町自殺対策計画
宇美町健康増進計画 宇美町保健事業実施計画 宇美町地域防災計画 その他計画等

啓発の現状 ～人権に関する行政各課の取組～

■街頭啓発

- ・人権問題啓発強調月間街頭啓発(社会教育課) ・人権擁護委員の日街頭啓発(福祉課)
- ・社会を明るくする運動強調月間街頭啓発(福祉課)

■講演会・研修会

- ・人権問題啓発講演会(社会教育課) ・男女共同参画啓発事業(地域コミュニティ課)
- ・認知症総合支援事業(健康課)

■相談事業

- ・行政相談(総務課) ・心配ごと相談・弁護士相談(社会福祉協議会)

■立ち入り調査等

- ・青少年の非行・被害防止全国強調月間による立ち入り調査(社会教育課)
- ・子供・若者育成支援推進協同月間による立ち入り調査(社会教育課)
- ・防犯パトロール(地域コミュニティ課)

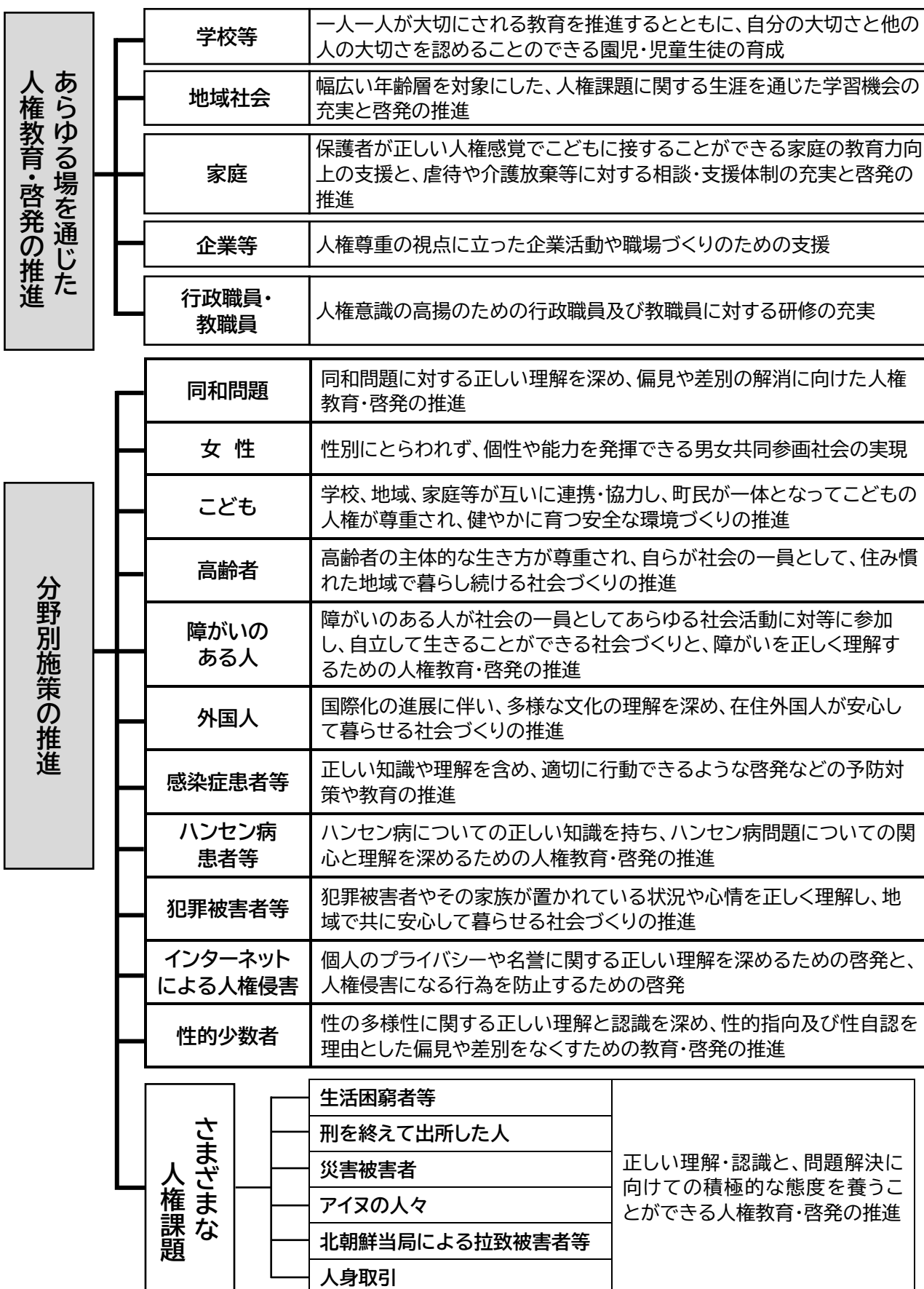
■人権の花運動(社会教育課)

■その他

- ・広報やポスター等での啓発「児童虐待防止推進月間」等

施 策

5 施策体系



第2章 人権を取り巻く状況

1 国際的な取組

20世紀における人類の科学の発展はめざましく、人々の生活を豊かにした反面、高度な科学技術は極めて破壊力の大きい兵器を作り出し、2度にわたる世界大戦により多くの尊い命を失いました。第2次世界大戦後、世界の人々の間に平和と人権の尊重を求める動きが高まり、1945(昭和20)年に国際連合が創設され、1948(昭和23)年第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択され、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で議ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」として「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と全世界に表明しました。

この意義は大きく、その後、宣言の理念は、1965(昭和40)年「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)、1966(昭和41)年「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)、1979(昭和54)年「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)、1989(平成元)年「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)、2006(平成18)年「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)などの採択や、1968(昭和43)年「国際人権年」をはじめとするさまざまな国際年の設定を通して、実現が図られてきました。

1994(平成6)年、第49回国連総会において、「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、各国において人権教育を積極的に推進するよう行動計画が示されました。また、人権教育のための国連10年の取組の継続を目的として、2004(平成16)年に「人権教育のための世界プログラム」が採択され、効果的な人権教育を継続して実施していくため、2005(平成17)年に重点領域を定めた行動計画「人権教育のための世界計画」が策定されました。

さらに、2015(平成27)年の国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)^(*)」では、「人や国の不平等をなくそう」「ジェンダー平等を実現しよう」など、17の目標を掲げています。前文でも「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を尊重する」と宣言されており、人権尊重の理念が基礎にあります。このSDGsの達成に向け

て、世界ではさまざまな取組が進められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 国や県における取組

わが国では、日本国憲法において基本的人権を尊重するとともに、国際連合が採択した国際人権諸条約に加入し、国際社会の一員として人権尊重社会の形成に努めてきました。「人権教育のための国連10年」に関しては、1995(平成7)年12月、「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997(平成9)年7月に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。1999(平成11)年人権擁護推進審議会^(*)は、「人権教育・啓発の基本的な在り方について」の答申を行い、2000(平成12)年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、人権教育・啓発に関する国、地方公共団体及び国民の責務が明記されるとともに、人権教育・啓発に関する基本的な計画の策定を義務付け、2002(平成14)年3月、国の基本計画を策定しました。

また、2000(平成12)年「児童虐待の防止等に関する法律」、2001(平成13年)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、2006(平成18)年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、2012(平成24)年「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、2016(平成28)年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に

対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、2019(令和元)年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」等の法律が施行されるなど、人権課題の解決に向けて法整備が進められました。

福岡県においても、国の行動計画を受けて1998(平成10)年に「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」を策定しました。2003(平成15)年には「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、同和問題、女性、こども、高齢者、障がいのある人などの基本的人権にかかわる問題の解決に向け、各個別計画についても整備し、具体的な取組を進めてきました。

2017(平成29)年に、「福岡県総合計画」を新たに策定し、2018(平成30)年には、人権を取り巻く社会状況の大きな変化や、2021(令和3)年に、県内在住有権者5,000人を対象とした「人権問題に関する県民意識調査」(以下、「県民意識調査」という)の結果を踏まえ、「福岡県人権教育・啓発基本指針」が改定されました。人権が尊重され、誰もが心豊かに暮らすことができる社会づくりをめざして、さまざまな施策を推進しており、性の多様性に関する無理解や偏見、インターネットによる人権侵害など新たに顕在化した課題についても、教育・啓発に取り組んでいます。

「県民意識調査」は、県民の意識の変化を把握するとともに新たに人権課題に関する項目を設け、意識の現状について調査され、調査対象者5,000人のうち、有効回収数は1,876人で、有効回収率は37.5%でした。「あなたは、これまでに人権を侵害されたことがありますか？」という設問では、「人権を侵害されたことはない」が52.2%に対し、「職場等での不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ(パワーハラスメント)」が19.2%、「あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害」、「地域・家庭・職場などにおける暴力・脅迫・仲間はずれ・無理じい・嫌がらせ」と続いています。(P.8【資料】)

日常生活の言動や出来事の中で起こる、身近な人権侵害を解消するために、今後、効果的な人権教育・啓発が求められています。

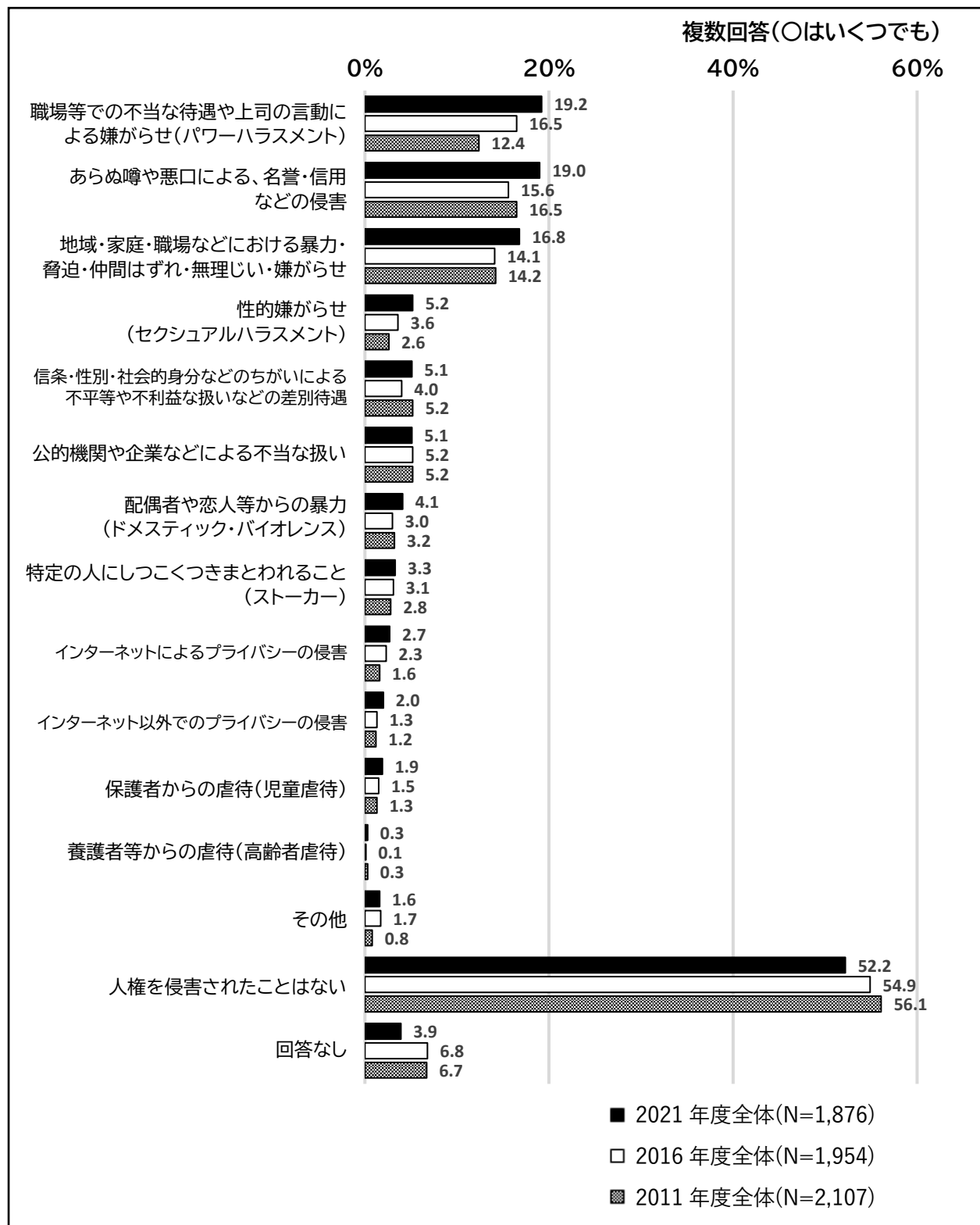
福岡県ホームページ

「人権問題に関する県民意識調査結果報告書」



【資料】「あなたは、これまでに人権を侵害されたことがありますか。」

資料：2021 年人権課題に関する県民意識調査



3 本町における取組

1976(昭和51)年、真の同和教育をめざすために、科学的視点にたって歴史的過程を正しく認識し、かつ日本国憲法、教育基本法などの精神に基づいて人権が尊重され、民主的で明るい町づくりを目的とする「宇美町社会同和教育研究協議会」を設立しました。現在は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)に基づき、人権が尊重される心豊かな社会の実現に向け、「宇美町人権教育推進協議会」を設置し、関係団体等と連携して人権教育及び人権啓発を推進しています。

学校教育においては、「学校・園人権教育研究協議会」を設置し、学校・園の実態に応じた実践的な研究を行い、保幼小中高の連携を深めながら、こどもの発達段階に即した人権教育を展開しています。

また、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、2013(平成25)年に「宇美町人権教育・啓発基本指針」を策定し、「町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別のない心豊かな、やさしさあふれるまちづくりの実現」をめざして、関係機関・団体と連携しながら、人権教育・啓発に関する施策を推進しています。

2023(令和5)年には、町の最上位計画である「第7次宇美町総合計画」を策定し、計画実現に向けた具体的な施策の一つとして「人権の尊重と男女共同参画の推進」を掲げ、「人権政策の総合的推進」、「人権教育・啓発推進体制の充実」、「人権擁護委員^(*)との連携強化」を施策の方向性として示しています。

さらに、「宇美町教育振興基本計画」、「宇美町こども計画」、「宇美町子ども読書活動推進計画」、「男女共同参画うみプラン」、「宇美町総合福祉計画」などの個別計画においても、人権課題解決に向けた取組を進めています。

また、7月の「同和问题啓発強調月間^(*)」、「社会を明るくする運動強調月間^(*)」、「青少年の非行・被害防止全国強調月間^(*)」の3つの強調月間を「宇美町人権課題啓発強調月間」と定め、12月の「人権週間^(*)」などの各種月間とともに、街頭啓発や講演会などを通して、人権教育及び人権啓発を推進します。

第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条において、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」と規定されています。

人権教育及び人権啓発は、国及び地方公共団体の責務とされています。

人権が尊重される心豊かな社会を実現するためには、一人一人がさまざまな人権課題を自分の問題として捉え、問題解決のため自ら判断し、行動できるようにすることと、それを可能にする社会的な環境や条件の整備が重要です。

人権教育・啓発では、人々のつながりを大切にし、自分の人権だけではなく他の人々の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち人権の共存の考え方が定着することが求められています。

人 権…すべての人間が、生まれながらにして持っている権利

人権教育…人権が尊重される社会をつくることをめざす教育

人権啓発…人権尊重の普及と理解を深めるための啓発活動

本町における人権教育・啓発は、学校、地域、家庭等を通じて、その発達段階と生活スタイルに応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、町民の意識や社会情勢等に留意して推進します。

1 学校等における人権教育・啓発

保育所等、幼稚園、学校は、こどもが家庭を離れ、家族以外の人との関わりを持つ場所です。そのような学校等において、こどもを指導する立場の教職員の人権意識の高揚と指導力の向上を図り、一人一人が大切にされる教育を推進するとともに、こどもの発達段階に応じて人権に関する知的理解を深め、人権感覚を高める取組を行い、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることのできる園児児童生徒を育成します。

また、教職員の人権意識の高揚を図るとともに、園児児童生徒の人権が保障され、安心して学ぶことができる環境づくりに努めます。

本町では、園児児童生徒が人権に関する知識や態度、実践力を身に付けるための教育の研究と推進を図ることを目的とした「宇美町学校・園人権教育研究協議会」を設置し、学習保障、集団づくり、人権・歴史学習、体育・食・健康教育、特別支援教育、保・幼、小連携の6部会を中心に実践的な研究を行っています。

学校等の人権教育は、SDGsの目標の1つに掲げられている「人や国の不平等をなくそう」の観点等を踏まえ、教育活動全体を通して、人権が尊重される学校づくりを推進しており、すべての学年で年間指導計画に即した授業と人権教育教材「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」を活用した授業を計画的に実施しています。

さらに、福岡法務局や宇美町人権擁護委員等と連携し、次代を担うこどもに人権意識を高める場として、小学生を対象とした「人権の花運動」の実施、中学生を対象とした「人権啓発座談会」を行っています。

2 地域社会における人権教育・啓発

地域社会は、日常生活でふれあう人々との交流を通じて、思いやりの心や豊かな情操が育まれるなど、家庭や学校とともに、人権教育の場として重要な役割を担っています。

地域社会には、女性、こども、高齢者、障がいのある人などに関わるさまざまな人権課題が存在しています。このため、町民一人一人が地域社会の中で、豊かで充実した生活を過ごすために、いつでも、どこでも、誰でもが、人権について自ら学習できる機会を提供していきます。

また、人権課題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度と言動に現れるような人権教育・啓発を推進します。

さらに、日常生活において直面する人権に関するさまざまな問題については、法務省の各種人権相談や宇美町社会福祉協議会の「心配ごと相談^(*)」など、関係機関と連携を図りながら、相談・支援体制の整備を行います。

3 家庭における人権教育・啓発

家庭はあらゆる教育の原点であり、家族とのふれあいを通して、愛情や思いやりの心を育み、善悪の判断、生活習慣やマナーを身に付けるなど、こどもに人格形成の基礎を育む上で重要な役割を担っています。

こどもの人格の形成においては、保護者の関わり方が大きいことから、保護者自身が正しい人権感覚でこどもと接することが重要であり、子育てや家事などに男女が協力して当たるなど、家族が互いに尊重し、助け合う意識づくりを行うことが重要です。

しかし、近年、核家族化や少子化、地域における連携意識の希薄化などにより、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。育児不安の広がりやしつけに対する自己喪失、過保護や過干渉、放任といった家庭における子育て力・教育力の低下が指摘されており、それに伴い、こどもへの虐待や親への暴力等、さまざまな問題が生じています。

また、高齢社会の進展により、寝たきりや認知症^(*)などの介護や支援を必要とする高齢者が増えており、これらの要介護者を抱える家族の心身の負担は非常に重くなっています。その結果、家族の良好な人間関係が損なわれ、家庭で介護を必要とする高齢者に対する虐待や介護の放棄などの事態が生じています。

さらに、家庭内での配偶者等によるドメスティック・バイオレンス(DV)^(*)も大きな問題となっています。

こうした状況から、一人一人の人権を大切にする家庭教育に関する学習機会や情報提供が重要となり、悩みを持つ親に対する相談体制の充実や人権教育・啓発の推進に努めていく必要があります。加えて、児童虐待やDVなどの深刻な人権侵害に対して、関係機関とのネットワークづくりを進め、人権が尊重され、保護される環境づくりを推進します。

4 企業等における人権教育・啓発

企業や団体等は、その活動を通じて多くの町民や地域と深く関係しており、その社会的責任を果たすだけでなく、積極的な社会貢献も求められています。

しかしながら、性別や出身地等による不公平な採用選考、男女の賃金や昇格などでの格差、障がいのある人の雇用問題、セクシュアル・ハラスメント^(*)、パワーハラスメント^(*)、マタニティ・ハラスメント^(*)、カスタマー・ハラスメント^(*)、アカデミック・ハラスメント^(*)などの人権課題を抱えています。

2020(令和2)年に「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020－2025)が策定されるなど、企業における人権擁護の必要性について、国際的な関心も高まっています。また、2022(令和4)年には、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が、日本政府のガイドラインとして決定されました。

このため、企業等が社会的責任をさらに自覚し、人権を大切にする企業づくりや人権尊重の意識の高い職場づくりが進むよう、企業等に対して情報提供などの支援に努めます。

5 行政職員・教職員に対する人権教育・啓発

行政職員は、町民の日常生活のあらゆる場に密接に関与しており、町民の人権を守る責任と義務を負う立場にあることから、職務の遂行に当たっては、常に人権尊重の視点を持ち、公正で豊かな人権感覚を持った行動ができるよう資質や能力を高めることが重要です。

教職員は、こどもの人格形成を促進し人権意識を高めるうえで重要な役割を果たしていることから、職務の遂行に当たっては、人権に関する正しい理解と人権尊重について十分な認識を持ち、自らの人権感覚を磨きながら、こどもの発達段階に即した人権教育を行う資質や能力を高めることが重要となっています。

そのためには、職員を対象にさまざまな機会を捉えて人権に関する研修を実施するとともに、地域で実施される研修会等への積極的参加を促し、職員の人権意識の高揚を図ります。

第4章 分野別施策の推進

1 同和問題

【現状と課題】

1965(昭和40)年に、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)が国連総会で採択され、同年、わが国において同和対策審議会が、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する課題であり、日本国憲法に保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と答申を出しました。その後、1969(昭和44)年に、「同和対策事業特別措置法」が10年間の時限立法で成立し、以後、二度にわたる法の改正を経て、同和問題解決の関係施策を推進してきました。

2016(平成28)年に「部落差別の解消の推進に関する法律」を施行し、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」として、部落差別の解消についての基本理念を掲げ、相談体制の充実や教育・啓発に関し、国の責務や地方公共団体の努力義務を定め、国が部落差別の実態調査を行うことを規定しました。

福岡県では、県独自の施策として1981(昭和56)年から毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、街頭啓発や講演会など市町村と一体となって各種啓発事業を実施してきました。1995(平成7)年には、「福岡県部落差別事象の発生防止に関する条例」を制定し、結婚や就職に際しての部落差別事象の発生防止に努めてきました。しかしながら、従来からの差別発言や差別落書きに加え、情報化の進展による状況の変化に伴い、インターネット上での差別書込みや電子版「部落地名総鑑」(*)の問題など新たな部落差別事象が発生しています。こうしたことから、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、2019(平成31)年に「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

本町では、7月の「同和問題啓発強調月間」の一環として、街頭啓発や宇美町人権課題啓発講演会を実施し、町民に広く人権尊重の大切さについて呼びかけています。

県民意識調査の結果では、部落差別意識は徐々に解消に向けて進んでいますが、「部落差別(同和問題)に関して、人権がとくに尊重されていないと思うこと」という設問に対して、第1位は「結婚問題で周囲が反対」59.8%、「就職の際又は職場におい

て不当な扱いを受ける」や「身元調査をする」が続いています。また、依然として同和問題について無関心・無理解層が存在しており、同和問題を解決するための方策について「そっとしておけば自然になくなる」など、いわゆる「寝た子を起こすな」論も根強く見られます。

このほかにも、同和問題の解決に逆行する「えせ同和行為^(*)」など、今後とも取り組まなければならない課題を抱えています。

心理的差別を解消するには、行政の責務はもとより、町民一人一人が主体的に重要な人権課題である同和問題の解消に向けて取り組む必要があります。

【施策の基本方向】

さまざまな場を通じて人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、県が定めている7月の「同和問題啓発強調月間」や12月の「人権週間」において、啓発を行うとともに、宇美町人権課題啓発講演会等を開催し、今後も町民の人権意識の向上に取り組めます。

■差別意識解消に向けた啓発の推進

町民一人一人が同和問題をはじめとする人権課題についての正しい理解と認識を深め、差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、啓発内容や手法を研究し、効果的な啓発活動を推進します。

■企業等における啓発の推進

差別のない公正な選考と採用が行われるよう啓発資料の提供等を通して、企業における啓発活動の支援に努めます。

■えせ同和行為の排除

えせ同和行為に対しては、毅然とした態度で対応し、関係団体と連携してその撲滅に努めます。

■人権教育の推進

人権教育の推進に当たっては、学校教育と社会教育が連携し、学校、地域、家庭等が一体となり、各種事業や研修会等を効果的に行うとともに、それらの取組を通して確かな人権意識を培い、差別事象の解消と町民一人一人が個性や能力を活かし、自己実現を図ることができる社会の実現をめざした取組を積極的に推進します。

2 女性の人権課題

【現状と課題】

国連は、1975(昭和50)年を「国際婦人年」として定め、同年、初めての世界女性会議となる「国際婦人年世界会議」が開催されるなど、婦人の地位を高め、男女差別撤廃をめざす運動が行われました。その後、1979(昭和54)年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、1993(平成5)年に「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、現在の男女共同参画社会の形成に向けた動きへとつながってきました。

わが国においては、1994(平成6)年に男女共同参画推進本部が設置され、1996(平成8)年には「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999(平成11)年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000(平成12)年には、この基本法の法定計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」(男女雇用機会均等法)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」などの男女共同参画社会に向けた法律や制度の整備が図られています。

福岡県では、2001(平成13)年に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定され、翌年に「福岡県男女共同参画計画」を策定しました。2021(令和3)年には、「第5次福岡県男女共同参画計画」を策定し、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざしています。

県民意識調査においては、「日本社会で女性の人権が特に尊重されていないと思うこと」という設問に対して、第1位は「職場における差別待遇(採用・昇格・仕事内容・賃金等)」50.7%、「男女の固定的役割分担意識や行動(「男は仕事、女は家事・育児」など)」と続いており、男女平等の実現に向けた取組は十分に進んでいないことが分かりました。女性の就業者が増加するなど女性の参画が進んでいる分野がある一方で、「社会のあらゆる分野において、2020(令和2)年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%」とする政府の目標は達成できず、「2020年代の可能な限り早期に30%となるようめざして取組を進める」と目標期限が先送りされるなど、多

くの課題が残されています。

私たちの意識の中には、「男は仕事、女は家庭」、「女性は管理職には向いていない」などの社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」という固定観念が気付かないうちに働き、多様な人生の選択を妨げる原因となっています。

また、配偶者や交際相手からの暴力やストーカー行為、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント等の行為により、人権が侵害されている実態があります。2024(令和6)年3月に内閣府男女共同参画局がまとめた「男女間における暴力に関する調査報告書」によると、結婚したことがある女性の約4人に1人は配偶者から被害を受けていることが明らかになりました。また、女性だけでなく、男性や性的少数者など多様なDV被害者への適切な支援が必要です。

交際中の若い男女間で起こっているデートDV^(*)も深刻な問題であり、男女平等意識を育み、男女が共に個性と能力を発揮するためには、教育や学習の果たす役割が非常に重要となっています。学校・園においては、男女共同参画の視点に立った教育を進めるとともに、家庭においても、こどもの自立と個性を伸ばす養育ができるよう、学習機会の充実を図る必要があります。

さらに近年では、セクシュアル・ハラスメントに加え、妊娠・出産・育児休業に関するハラスメント(マタニティ・ハラスメント)も顕在化しています。

本町では、2007(平成19)年に「男女共同参画うみプラン」を制定し、学校、地域、家庭等のあらゆる分野における男女共同参画社会の実現をめざしています。しかしながら、政策決定過程への女性参画においても、本町の審議会等における女性委員の登用率は28.8%(令和4年度調査)であり、2027(令和9)年度までに40%の登用率をめざし、「第4次男女共同参画うみプラン」に基づいて施策を進めています。

今後は、啓発事業や学習機会の提供を通じて、学校、地域、家庭等あらゆる分野における男女共同参画意識の向上を図るとともに、男女が互いに個性や能力を十分に発揮できる地域の環境づくりに努める必要があります。

また、DVやセクシュアル・ハラスメント等の被害にあった場合の相談・支援体制について整備する必要があります。

【施策の基本方向】

町民一人一人が、性別にとらわれず、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が従来以上に求められています。男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に実施するため、「第4次男女共同参画うみプラン」の基本理念である「認めあい 思いやり 支えあうまち」をめざします。

■男女共同参画社会への意識づくり

性別による固定的な役割分担意識を見直し、男女平等の意識が広く定着するよう、町広報誌や講演会などあらゆる機会や広報媒体を通じて、積極的な啓発活動を進めます。また、男女平等と人権尊重についての意識は、幼児期から学校、地域、家庭等の中で形成されることから、発達段階に応じた教育やあらゆる機会をとらえて男女平等の視点に立った教育を推進します。

■人権意識の啓発推進

DV、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントといった人権侵害の根絶を図るため、福岡県等関係機関との連携の下、相談体制を充実させることで、被害の拡大防止と被害者に対する支援を行います。

■女性の健康支援体制の整備

女性は、妊娠や出産、また思春期から更年期にいたるライフサイクルの中で、男性と異なった健康上の課題に直面する場合があります。女性のライフサイクルに応じた健診や相談、こどもの健康増進や育児支援、学校における性の健康教育の充実など、妊娠・出産・育児に関して男女が互いに理解しあえる取組を行います。

■学校、地域、家庭等における男女共同参画社会の推進

政策・方針決定過程への女性の参画を図るため、審議会等の女性委員の登用を推進するとともに、女性が能力を十分に発揮し、あらゆる場で活躍するために取組を推進します。女性があらゆる分野において男性と対等に参画するため、事業者・団体等と連携した取組の推進、多様なニーズに応じた保育サービスの充実、職業生活と家庭生活の両立支援への取組、地域における女性の参画等を推進します。

3 こどもの人権課題

【現状と課題】

国連は、世界中で起きている児童虐待や強制労働・少年兵士として強要されている等の問題から、1979(昭和54)年に「国際児童年」を制定しました。また、1989(平成元)年には「児童の権利に関する条約」を定め、こどもの権利を守ることを努力義務としました。

わが国では、日本国憲法に則り、1947(昭和22)年に「児童福祉法」を、1951(昭和26)年には、「児童憲章」を制定し、こどもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関する関係諸施策を進めてきました。1994(平成6)年には「児童の権利に関する条約」を批准し、こどもの最善の利益を優先させるという条約の精神に沿って、1998(平成10)年に児童福祉法を改正、1999(平成11)年には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を制定、2000(平成12)年には被虐待児の早期救済などをめざす「児童虐待の防止等に関する法律」、2013(平成25)年には、「いじめ防止対策推進法」を制定し、さらに2017(平成29)年には、「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定するなど関係法令等を整備してきました。

2016(平成28)年に改正された「児童福祉法」では、こどもが権利の主体であり、意見が尊重され、最善の利益が優先されることなどが規定され、それまで「保護の客体」とされていたこどもが「権利の主体」であることが明確化されました。

さらに、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的として2023(令和5)年4月に「こども基本法」が施行されました。

福岡県では、1992(平成4)年に「福岡県青少年健全育成総合計画」を策定し、社会状況の変化などを踏まえた改定を行い、青少年の健全育成に総合的に取り組んでいます。また、2007(平成19)年には、福岡県要保護児童対策地域協議会を設置し、市町村や学校、警察等の関係機関と連携しながら、児童虐待防止施策を推進しています。

2014(平成26)年には、「福岡県いじめ防止基本方針」を制定し、いじめ問題の解決に向けた取組を推進しています。

本町においては、「子育てするなら宇美で」を合い言葉に、子育て支援のさらなる充実に宇美町全体で取り組み、「安心して産み育てることができる子育て・子育て

て環境の整備」の実現に向けて、2020(令和2)年3月に「宇美町子ども・子育て支援条例」を制定しました。

また、2005(平成17)年に策定された「宇美町子ども・子育て支援事業計画『うみっ子未来プラン』」について見直しを行い、2020(令和2)年からは「第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。2025(令和7)年には、「子ども・子育て支援計画」に加えて、「子ども・若者計画」「子どもの貧困計画」を統合した「こども計画」を策定しました。“『未来』と『笑顔』をうみだす こどもまんなか まちづくり”をこども計画の目標に、こどもを安心して産み育てることができるよう町全体で子育てを応援し、すべてのこどもやその家族に笑顔が生まれ、輝く未来を思い描き、実現できるまちをめざして、こどもと子育て家庭を支援する総合的な取組を進めています。

2012(平成24)年には、「宇美町要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関、団体等と連携しながら、児童虐待防止施策を進めています。

宇美町教育委員会では、毎年度「宇美町教育振興基本計画」を策定し、次代を担うこどもの確かな学力と豊かな心、健やかな身体を育む学校教育の充実を図っています。

また、いじめや不登校、体罰を生まない学校づくりをめざして、こどもの人間関係能力を育成する教育活動を実践的に促進し、臨床心理士・公認心理師による心の悩み相談、不登校相談などを行うことのできる教育相談体制を構築し、心に悩みを持つこどもの相談環境の整備に努めています。さらに、すべてのこどもが学びにアクセスし、進路実現と社会的自立が果せるよう、2025(令和7)年4月には学校に行きづらさを感じる児童生徒が柔軟なカリキュラムで学べる「学びの多様化学校」を開校する予定です。

学校においては、いじめや不登校、体罰の問題をはじめとした児童生徒の人権を侵害する行為をなくし、人権尊重の精神の高揚を図る教育活動を学校・園人権教育研究協議会が主体となり取り組んでいます。

このように、こどもの人権尊重の動きが進む一方で、少子化や家族規模の縮小等の社会情勢の変化に伴い、家庭や地域における子育て機能の低下、家族関係の希薄化など、こどもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、虐待、いじめ、体罰、ヤングケアラー^(*)などこどもの人権侵害が深刻化しています。こどもが被害者となる事件や自殺等が社会問題化し、SNS^(*)を介したいじめ、性的犯罪の被害などの問題も起きています。

県民意識調査において、「子どもの人権課題に関することがらで、人権がとくに尊重されていないと思うこと」という設問に対して、「親が子どもに身体的、心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄する」が74.1%で最も多く、「子ども同士でいじめをしたり、させたりする」、「周りの人が、いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」といじめ問題に関することが続いています。

家庭においては、核家族化の進行、共働き家庭やひとり親世帯の増加、地域の子育て機能の低下などにより、こどもを養育・教育する保護者の負担が大きくなっている状況があります。保護者が孤立することで、育児負担や育児ストレスが増大し、児童虐待の増加につながることもあります。また、本来大人が担うべき家事や介護などを日常的に行なっているヤングケアラーに対して、実態把握と支援施策が求められています。また、児童虐待や学校におけるいじめ、不登校などの問題が深刻化する前に、学校、地域、家庭等が連携し、早期発見・対応を図ることが求められています。

【施策の基本方向】

こどもは、大人から庇護されるばかりでなく、権利の主体であって、自ら考え、行動しながら人格を形成していく存在であり、その成長発達を見守ることは、保護者だけでなく、社会の責任です。

子育て中の人やこれから子育てをしようとする人たちが、安心して産み育てることができ、子育て環境の整備を進めます。

また、学校、地域、家庭等がそれぞれの役割を発揮し、連携を図りながら、こどもの人権尊重に向け、積極的な取組を推進します。

■こどもの人権が尊重される社会づくり

こどもの権利の周知と理解の促進のため、「宇美町子ども・子育て支援条例」を中心に啓発活動を進めます。

こどもを権利の主体として、社会参加への仕組みづくりや、意見表明の場の提供などを推進します。また、いじめや不登校問題などの解決に向けて、関係機関と連携をとりながら取組を行います。

■子育て支援の環境の整備

行政と医療機関が連携し、妊娠、出産、育児と継続した子育て支援を推進し、子育ての不安感を軽減し、安心して子育てができる環境整備を進めるため、保育サービスの充実やひとり親家庭等の自立に向けた支援等を行います。

また、町民が子育てへの関心や理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、講習会や研修会等を開催し、子育てに関する意識啓発を実施します。

■相談体制の充実

子育てに関する不安や悩み、いじめ、不登校、虐待等、さまざまな問題についての相談機関の周知に努めるとともに、専門職(臨床心理士・公認心理師・社会福祉士等)による相談事業の充実を図ります。また、2024(令和6)年に開設したこども家庭センターにて、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもへの切れ目ない相談支援を行っていきます。

■こどもの安全の確保

「要保護児童対策地域協議会」において関係機関、団体等との連携を強化し、虐待の早期発見、適切な保護や支援を図ります。関係機関との連携による児童虐待の発見や通報の仕組みを確立し、児童福祉、保健医療、教育、警察等の関係機関が連携した支援に努めます。

「児童虐待防止推進月間(11月)^(*)」などの行事を通して、児童虐待防止に対する理解を深める啓発活動を推進します。

また、法務省の人権擁護機関と連携協力し、「人権教室」、「人権の花運動」などの啓発活動において思いやりの心を育むとともに、「こどもの人権SOSミニレター」、「こどもの人権110番」等を積極的に周知するなど、相談しやすい環境づくりを推進します。

こどもの健全育成、事故や犯罪から保護するため、行政、学校等の関係機関や青少年育成に関する各種団体等が連携して行う防犯活動、こどもの安全確保のための取組を実施します。

こどもの非行防止のため、警察、学校、地域や関係機関・団体等と連携し、非行の防止と保護の徹底に努めます。また、シンナーや覚せい剤等の薬物乱用によるこどもの健康被害を未然に防止するため、薬物乱用防止のための啓発を推進します。

4 高齢者の人権課題

【現状と課題】

国連は、高齢者の「自立」・「参加」・「ケア」・「自己表現」・「尊厳」の5項目を実現するために、1991(平成3)年に「高齢者のための国連原則」を定め、1999(平成11)年を「国際高齢者年」に制定しました。

わが国では、1989(平成元)年に在宅福祉対策や施設福祉対策などの主要な7つの柱を立てた「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」(ゴールドプラン)を制定し、1994(平成6)年にゴールドプランの内容を見直した「新ゴールドプラン」を、また、1995(平成7)年には「高齢社会対策基本法」を制定して高齢者施策が進められてきました。

高齢者の介護を社会全体で支える「介護保険法」が2000(平成12)年から施行され、2005(平成17)年の改正を踏まえ、介護が必要な高齢者やその家族の生活を支える仕組みとして定着しています。

2006(平成18)年に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」には、虐待のおそれがあると思われる段階で、市町村に通報するよう努めなければならないとされ、早期の発見と対処が図られています。

2024(令和6)年9月現在、わが国の65歳以上の高齢者人口は、過去最多の3,625万人で、総人口に占める割合(高齢化率)も過去最高の29.3%となっています。我が国の総人口は、減少傾向にあり、今後とも高齢化率は上昇し続けることが見込まれています。

福岡県では、1993(平成5)年度に策定された「福岡県高齢者保健福祉計画」について見直しを重ね、2024(令和6)年度からは「第10次福岡県高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者がいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくりを推進しています。

本町では、複合的な課題を抱える住民の増加等、新たな課題に対応するために、対象者ごとに個別に策定してきた福祉分野の計画を統合し、2016(平成28)年3月に「宇美町総合福祉計画」、2021(令和3)年に「第2次宇美町総合福祉計画」、2024(令和6)年3月に「第10期宇美町高齢者福祉計画」を策定し、「わたしもあなたも地域の主役 みんなで支えあい、ひとも地域もいきいき輝くまちづくり」を基本理念として、「地域で支えあうまちづくり」、「すべての人が適切なサービスを受けられるまちづくり」、「いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり」、「安全・安心・快適に暮らせるまちづくり」の4つの基本目標に沿って、各種事業を展開しています。

本町の2024(令和6)年9月末現在の人口は36,884人です。その内65歳以上の高齢者は10,894人で、高齢化率(総人口に占める65歳以上の人の割合)は、29.54%の超高齢社会となっています。

こうした状況の中で、加齢に伴い介護を要する高齢者や認知症の症状のある高齢者も増加しており、介護の長期化、家族の高齢化による介護力の低下などにより身体的虐待や心理的虐待、介護放棄等の高齢者虐待の問題が生じています。

県民意識調査において、「高齢者の人権課題に関することがらで、人権がとくに尊重されていないと思うこと」という設問に対して、「高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺」が55.5%で最も多くなっています。高齢者が悪徳商法や振り込め詐欺の被害に遭うケースも増加しており、高齢者の人権に関わる深刻な問題が顕在化しています。

高齢社会が進展する状況においては、高齢者が人間としての尊厳を保ち、住み慣れた地域や家庭で生きがいを持って、安全で安心して快適に暮らすことが大切となります。

そのためには、すべての高齢者の人格や個性が尊重されながら、さまざまな分野で活動ができるまちづくりを進めるとともに、高齢者の相談窓口の周知及び各種高齢者施策事業に取り組む必要があります。

【施策の基本方向】

2024(令和6)年に策定した「第10期宇美町高齢者福祉計画」を踏まえ、高齢者自らが地域社会の一員として、自らの知識と経験を活かして役割を果たし、人としての尊厳を持って、住み慣れた地域で安全で安心して快適な生活を送れるよう「わたしもあなたも地域の主役 みんなで支えあい、ひとも地域もいきいき輝くまちづくり」の実現をめざします。

■社会参加の促進

「生きがいづくり」、「健康づくり」、「仲間づくり」といった高齢者の社会参加を促進します。また、これまでに培った知識や技術、経験を生かせるような、学習機会等に関する情報提供と啓発に努めます。

認知症の本人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、本人を含めた住民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合う共生社会の実現をめざします。

■すべての人が適切なサービスを受けられる環境づくり

高齢者の人権侵害等の権利擁護問題等に関する各種相談を幅広く受け付け、関係機関と連携しながら適切なサービスの利用を促します。

また、地域包括支援センター^(*)を中心に、介護サービスや保健福祉サービス、日常生活支援などの適切なサービスの提供に結び付けるとともに、窓口の周知に努めます。

■地域生活支援体制の整備

高齢者を支援する福祉サポーターを養成するとともに生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）を配置し、地域住民の主体的な活動を推進します。

また、認知症の理解者であり支援者となる認知症サポーターを養成するとともに、さまざまな研修媒体等により、認知症ケアの向上や人材育成を推進し、高齢者福祉に対する理解と関心を深めます。

■虐待の防止、権利の擁護

家族やサービス事業所等から虐待を受けている高齢者についての相談窓口を広く周知するとともに、関係機関等との連携を強化し、虐待の防止・早期発見に努めます。

特殊詐欺や悪徳商法の手口などの被害に関する情報を広報やホームページにおいて提供し、予防意識の啓発に努めます。

5 障がいのある人の人権課題

【現状と課題】

国連は、1981(昭和56)年を「国際障害者年」とし、障がいのある人も人間としてかけがえのない存在であり、当たり前のように暮らせるように、社会こそが変わらなければならないと宣言をしました。1983(昭和58)年に「障害者のための国連10年」を定めました。さらに「アジア太平洋障害者の10年」(1993～2002年)などの取組を通して、障がいのある人の人権確立、自立と社会参加の実現に努めてきました。2006(平成18)年に障がいのある人の人権や基本的自由を守ることなどを目的として、障害者の権利を実現するために国がすべきことを規定した「障害者の権利に関する条約」が採択されました。

わが国では、1993(平成5)年に「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められました。2011(平成23)年には、障害者権利条約の理念を踏まえて「障害者基本法」の改正が行われ、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが新たな目的とされました。また、2011(平成23)年には、障がいのある人に対する虐待を防止すること等を目的として「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行されました。さらに、2016(平成28)年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行され、行政機関と民間事業者に「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」(*)の提供について明記され、2021(令和3)年の改正では、事業者による障がいのある人への合理的配慮が義務化されました。2022(令和4)年には、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加することができるよう、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するため「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が施行されるなど、共生社会の実現に向けて法整備が進められています。

福岡県では「障害者基本法」の理念に則り、障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援や障がいを理由とする差別の解消、障がいの特性等に配慮した支援など、7つの基本的視点を掲げた「福岡県障害者長期計画」及び障がい福祉サービス等の見込み量や提供体制の確保策、目標等について定めた「福岡県障害者福祉計画(第3期)」を2015(平成27)年に策定しました。

加えて、1998(平成10)年に施行した「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、建

物や道路、公園などのバリア・フリー^(*)化を推進し、障がいのある人や高齢者が参加できる地域づくりをめざしています。

本町では、障がいのある人が、自身の可能性や能力を十分に発揮し、地域社会の中で生き生きと暮らすことができるよう、「第2次宇美町総合福祉計画」や「第7期宇美町障がい福祉計画」及び「第3期宇美町障がい児福祉計画」に基づき、関係機関や関係団体と連携しながら、各種施策の推進に取り組んでいます。

県民意識調査結果では、「障がいのある人の人権に関することがらで、人権がとくに尊重されていないと思うこと」という設問に対し、全体の約6割が「働ける場所や機会が少ない」をあげており、「人々の障がいのある人に対する理解が十分でない」「就職や職場で不利な扱いを受ける」「道路の段差やエレベーターの未設置など障がいのある人の利用に支障があること(バリア・フリーのまちづくりが進んでいないこと)」も、それぞれ4割以上あげられています。

このように、依然として障がいのある人を取り巻く社会環境には、建物内や歩道の段差といった物理的な障壁、障がいを理由に資格等が取得できない制度的な障壁、音声案内や手話通訳などがなくことによる文化・情報面の障壁、障がいのある人に対する偏見や差別意識等の心理的な障壁などが存在し、障がいのある人の社会参加を妨げる要因の一つとなっています。

障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会を実現するためには、障がいや障がいのある人への正しい理解と差別意識の解消、障がいのある人の社会参加の促進が必要です。

【施策の基本方向】

障がいのある人もない人も、かけがえのない一人の人間として尊重され、共に暮らし支えあいながら、地域や家庭で自分らしい生活が送れるよう、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動、福祉サービス等の生活基盤整備を推進します。

■正しい理解と認識のための啓発の推進

ノーマライゼーション^(*)の推進のために、「障害者週間^(*)」(12月3日～9日)など、さまざまな行事を通して、障がいや障がいのある人に関する課題について正しい理解と認識を深める啓発活動を推進します。

■自立と社会参加の促進

障害者基本法の理念である障がいのある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進するため、関係団体やボランティア等との連携を強化し、移動支援やコミュニケーション手段の確保、参加機会の拡大に努めます。

「地域自立支援協議会^(*)」において保健、医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係者が連携して、さまざまな課題を共有し解決に向けて支援を行います。

■職業的自立の促進

雇用の場の確保や就労支援の充実を図るため、ハローワークと連携し、企業などに対して障がい者雇用の理解と協力を求めていくとともに、職業相談や職業実習による就労支援に努めます。

■特別支援教育の充実

障がいのあるこどもの自立と社会参加の推進を図るため、一人一人の教育的なニーズを把握し、障がいの特性、程度に応じたきめ細かな教育を行います。また、交流及び共同学習の推進や障がいのあるこどもの地域活動の支援を行い、障がいのあるこどもとその教育についての理解の促進を図ります。

■療育支援体制の充実

障がい(発達につまずき)のある乳幼児の社会的自立を図るため、こども療育センター「すくすく」^(*)において、対象児とその保護者を対象に発達相談、療育(個別・集団)訓練を行い福祉の向上を図ります。

■地域生活支援体制等の充実

相談支援専門員や民生委員・児童委員^(*)との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。相談支援事業所において、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障がい福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整などを行うことで、自立した生活が送れるよう総合的・継続的に支援の充実を図ります。

■障がい者虐待の防止対策の推進

「障害者虐待防止法」に基づき、関係機関との連携を強化し、虐待の早期発見、適切な保護や支援を図ります。

6 外国人の人権課題

【現状と課題】

1965(昭和40)年に、外国人の人権が尊重される社会の実現に向けた、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」が国連で採択され、我が国は1995(平成7)年に批准しました。

近年の急速な国際化の進展により、日本に在住する外国人の数が急増している中、歴史的経緯に由来する民族的偏見や、異なる言語や宗教、生活習慣などについて相互理解が十分でないことなどから、さまざまな人権課題が発生しています。国は、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別言動いわゆるヘイトスピーチを解消するため、2016(平成28)年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)を施行しました。

福岡県では、日本人と外国人が共に暮らしやすい地域づくりを進めるため、言語や文化、慣習の違いについて相互理解を育む国際理解教育の促進に取り組んだり、外国人が言語や文化の壁を越えて安心して生活できるよう、多言語での情報提供や相談対応、日本語学習の支援を行ったりしています。

また、2025(令和7)年2月現在、709人の外国人が宇美町に在住しており、今後増加することが予想されます。また、グローバル化の進展に伴い、国籍が多様化しています。このように、私たちの日常生活の中でも国際化は進んでおり、外国人と接する機会も増えています。

県民意識調査においては、「日本に居住する外国人や外国にルーツのある人の人権に関することからで、人権がとくに尊重されていないと思うこと」という設問に対して、最も多いのは「就職や職場で不利な扱いを受けること」の44.1%で、「特定の民族や国籍の人に対する差別的言動(ヘイトスピーチ)」と続いています。

人・物・情報が地球規模で行き交う今日、地域や職場、学校等の身近な場所で国籍や民族の異なる人々との出会いや交流が行われています。しかしながら、日本語が話せない、十分に理解できないために、必要な情報が届かず、地域や職場、学校等のなかで孤立したり、外国人であることを理由に就労差別やアパート等への入居拒否、結婚問題等が生じていることも考えられます。

特に、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチは人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせかねない行為であり、解消に向けて取り組む必要があります。

日本人と外国人が共に暮らしやすい地域づくりを進めるためには、多言語での情報提供や相談対応などの環境整備を進めるとともに、異なる言語や文化、慣習に対する認識を深め、多様な価値観を尊重する心を育むことが必要です。そのため、あらゆる機関が連携・協力して、人権教育を推進するとともに、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、文化の違いや多様性を尊重するための国際理解教育が求められています。

【施策の基本方向】

異なる文化を理解し、多様な文化を持つ人々が地域に居住する町民として、ともに生きる社会の実現をめざした教育・啓発を推進します。

■国籍や人種にとらわれない人権意識の啓発

外国人に対する偏見や差別意識を解消し、異なった文化・宗教・生活習慣等の多様性を尊重する国際理解教育の促進、ヘイトスピーチ解消に向けた啓発に努めます。

■外国人が住みやすいまちづくりの推進

日常生活や災害時において、「やさしい日本語^(*)」で情報提供を行ったり、外国人向けの情報を多言語で提供したりすることで、外国人が安心して生活できる環境の整備を推進します。

7 感染症(HIV感染症・新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく感染症等)患者等の人権課題

【現状と課題】

^{エイチアイブイ}HIV^(*)感染症は、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)に感染している状態を指します。HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいます。HIVは、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどなく、感染したとしても、早期発見及び早期治療により日常生活を送ることが可能になりました。

1988(昭和63)年、世界保健機構(WHO)は、12月1日を「世界エイズデー」と定め、HIV感染症、エイズのまん延防止と患者・感染者への偏見と差別の解消を図る啓発活動の実施を提唱し、世界レベルでの取組を展開しています。

わが国においては、1999(平成11)年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)が施行され、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、感染症の予防及び医療に関する総合的な施策の推進が図られています。さらに「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を策定し、人権を尊重しながら正しい知識の普及啓発や教育、検査・相談体制の充実、医療の提供等について具体的な取組が示されています。

HIV 感染症・エイズに関する知識は、徐々に普及してきましたが、依然として自分とは無関係な一部の人の病気という意識が存在し、予防行動が適切でないことによる感染の拡大や HIV 感染者への偏見を助長する一因となっています。若年層から中高年層において HIV 感染者は増加しており、幅広い年齢層に向けて、HIV 検査の受検促進や適切な予防行動をとるための正しい知識の普及啓発を引き続き行っていく必要があります。

県民意識調査においては、「HIV感染者、エイズ患者の人権に関することがらで、人権がとくに尊重されていないと思うこと」という設問に対して、「感染していることを本人に無断で他人に伝えられる」の42.9%をはじめ、「感染者や患者が特別な目で見られる」、「感染していると分かった人が、退職や退学に追い込まれる」などが、いずれも40%以上あげられています。

また、2020(令和2)年、新型コロナウイルス(^{コビット}COVID-19)感染症^(*)が世界中に拡大し、人々の健康のみならず、日常生活や社会経済に多大な影響を与えました。そのような中、新たに出現したウイルスへの不安や恐怖、正しい情報の不足等により、感染者とその家族、医療従事者及びエッセンシャルワーカー^(*)とその家族、ワクチン未

接種者に対しての差別や偏見、誹謗中傷、SNSへの心ない書き込みなど、人権侵害が問題となりました。このような状況を踏まえ、2021(令和3)年に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に患者等に対する差別的取扱いの防止に係る国及び地方公共団体の責務を定める規定が設けられました。

本町では、2021(令和3)年に、「新型コロナウイルス感染症に関連した差別は決して許さない」との強い決意のもと、町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別のない心豊かな、やさしさあふれるまちづくりを進めるため、「STOP！コロナ差別 宇美町宣言」を行い、コロナ差別をなくすための啓発活動を行いました。

感染症については、不確かな情報や知識、思い込みによる偏見や差別意識から、患者やその家族、支援者等の人権が侵害されることがないように、関係機関と連携し、正しい知識と理解の普及啓発や広報活動に取り組む必要があります。

【施策の基本方向】

感染症については、まず治療及び予防といった医学的な対応が不可欠ですが、それとともに、偏見や差別意識の解消など、人権に対する配慮も欠かせません。どのような病気であっても患者または感染者ということによって、人は差別されてはなりません。病気に対する正しい知識の習得と、人権尊重の意識啓発、人権を守る仕組みが重要です。自分事として考え、行動することができるよう、教育・啓発に努めます。

■正しい知識の普及・啓発の推進

感染症に関する正しい知識の普及や情報提供に努め、HIV感染症・エイズについては、学校等と連携し発達段階に応じて、具体的な知識や情報を提供し、感染症全般における患者または感染者に対する差別・偏見をなくしていくよう、教育・啓発を推進します。

■関係機関との連携

福岡県等関係行政機関、法務局、保健福祉環境事務所、関係団体等と連携し、患者等のプライバシーの保護を図るとともに、さまざまな感染症に対する相談について適切な対応・支援に努めます。

■差別のない体制づくりの整備

新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症が発生または流行するおそれがある際には、正しい情報を迅速に発信するとともに、「差別は決して許さない」という強い決意のもと、人権が尊重される体制づくりを進めます。

8 ハンセン病患者・元患者やその家族等の人権課題

【現状と課題】

ハンセン病^(*)は、らい菌という細菌による感染症ですが、感染力は弱く、感染しても発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療法が確立しています。

わが国では、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られ、ハンセン病は恐ろしいという誤った理解が国民の間に広まったことで、ハンセン病患者・元患者やその家族は、社会からいわれの無い差別や偏見の対象となりました。隔離政策は、1955(昭和30)年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、引き続き維持され、1996(平成8)年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく終結することになりました。

しかし、療養所入所者の多くは、長期間隔離されていたことにより、家族や親族などとの関係を断たれ、また、社会での偏見・差別や入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

2001(平成13)年5月、ハンセン病患者・元患者に対する国の損害賠償を認める熊本地裁判決が出され、ハンセン病問題は大きな一歩を踏み出しました。また、2009(平成21)年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)が施行され、2019(令和元)年には、ハンセン病の元患者だけでなくその家族も名誉回復等の対象に追加するなどの改正が行われました。

本町では、2024(令和6)年3月に、福岡法務局・福岡人権擁護委員協議会と連携し、ハンセン病について、正しい知識を持ち、理解を深めることを目的に、「地域社会とハンセン病問題」パネル展を開催しました。

県民意識調査においては、「ハンセン病患者・回復者等の人権に関することからで、人権がとくに尊重されていないと思うことはどのようなことですか」という設問に対しては、「地域社会での正しい知識と理解が十分でない」が51.4%となっており、「差別的言動を受けること」、「ハンセン病療養所以外で自立した生活を営むのが困難であること」が続いています。また、この問題について「わからない」、「回答なし」と答えた人が3割強もあることは、注意しなければなりません。

ハンセン病療養所の入所者は、いまだに多くの人が生活・医療への不安や偏見・差別へのおそれ等から、療養所での生活を続けています。このため、社会復帰を希望す

る人が安心して生活できる環境の整備に努めるとともに、偏見や差別の解消に向けて、普及啓発や広報活動に一層取り組む必要があります。

【施策の基本方向】

患者・元患者やその家族が偏見や差別で苦しむことがないように、ハンセン病に対する正しい知識を持ち理解することが必要です。患者・元患者やその家族の人権に十分配慮し、関係機関と連携を図りながら、ハンセン病に対する理解を深めて、差別や偏見をなくすための教育・啓発を推進します。

■正しい知識の普及・啓発の推進

患者・元患者やその家族に対する偏見や差別が一日も早く解消されるよう、福岡県等関係行政機関、法務局、保健福祉環境事務所、関係団体等と連携しながら、さまざまな機会をとらえ、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

また、学校等と連携し、発達段階に応じて正しい知識を身に付けるとともに、患者・元患者やその家族に対する差別・偏見をなくしていくよう、教育・啓発を推進します。

9 犯罪被害者とその家族の人権課題

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、再び被害に遭うのではないのかという不安感、収入の途絶や医療費の負担などの経済的困窮、さらには周囲の無理解からくるいわれのない偏見や興味本位の噂、インターネット上の誹謗中傷、過剰な報道などの二次的被害にも苦しんでいる状況があります。

わが国では、2004(平成16)年に、犯罪被害者等の支援、救済を図るため、「犯罪被害者等基本法」が制定され、2005(平成17)年には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

犯罪被害者等基本法では、国及び地方公共団体が犯罪被害者等のための施策を策定・実施していく上で基本となる基本理念や犯罪被害者等に対する国民の配慮と協力を定めています。さらに、国の基本計画では、犯罪被害者等支援施策のめざすべき方向・視点を設定しています。

福岡県においては、これらの基本法及び基本方針等を踏まえ、2013(平成25)年に「福岡県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」を策定し、犯罪被害者等の支援に関する施策を展開しています。

県民意識調査においては、「犯罪被害者やその家族の人権に関することがらで、人権がとくに尊重されていないと思うこと」という設問に対して、57.8%が「マスメディアなどの報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材により私生活の平穏が保てなくなる」を上げており、「犯罪行為によって身体的・精神的に被害を受け、経済的負担など長期間被害に苦しむ」、「ソーシャルメディア(SNS)等で悪質・不快な書き込みをされる」と続いています。

犯罪は、不意に発生し、平穏な日常を一瞬にして奪い、誰もがその被害者になる可能性があります。犯罪被害者は、犯罪そのものの直接的な被害だけでなく、周囲の無理解による噂や偏見、マスコミ等の過剰な報道によるプライバシー侵害など、多くの二次的被害を受けています。また、性犯罪に遭った場合、誰にも相談できないという状況も多く、必要な支援を安心して途切れなく受けられるよう、関係機関との連携を図ることが求められています。

【施策の基本方向】

町関係機関と連携を図りながら、犯罪被害者等への支援を推進するとともに、町民一人一人が被害者とその家族が置かれている状況や心情を正しく理解し、地域で共に安心して暮らしていけるような社会をめざし取組を推進します。

■犯罪被害者に関する教育・啓発の推進

犯罪被害者が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、町民の理解が深まるよう、関係機関と連携し、教育・啓発に努めます。

■関係機関との連携

関係法を有効に活用しながら、犯罪被害者、その家族の立場やニーズを踏まえた支援を講じるとともに、警察、法務局等の国の関係機関、福岡県、民間支援団体等と連携して犯罪被害者の支援を推進します。

10 インターネット等による人権課題

【現状と課題】

インターネットの利用が普及し、総務省の令和5年版情報通信白書によると、2022(令和4)年のわが国のインターネット利用率(個人)は、84.9%に達しています。

そのような中、匿名性、情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害、また、ヘイトスピーチをはじめとする差別を助長・拡散する書き込みを行うなど、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。特定の個人や団体を誹謗中傷し、名誉を棄損する行為は犯罪であり、民事的責任だけでなく、刑事的責任を負うこともあります。

また、こどもたちの間で、SNSやメールなどによるいじめや嫌がらせも発生しています。

1999(平成11)年には、インターネット等におけるなりすまし行為などを禁止する「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」が、2001(平成13)年には、インターネット上で人権を侵害するような書き込み等に対して、被害者がプロバイダ(インターネット接続業者)等に応じ書き込みの削除や発信者情報の開示を求めることができる「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)が制定されました。さらに、2014(平成26)年には、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ被害防止法)が制定されるなど、法整備が進められています。

県民意識調査では、関心がある人権課題として、「インターネット等による人権侵害」は前回調査から大きく増えており、障がいのある人や高齢者に関する問題に次いで3位となっています。また、「インターネットに関することからで、人権がとくに尊重されていないと思うこと」という設問に対しては、「他人を誹謗中傷する表現を掲載している」が74.7%と最も多く、「ソーシャルメディア(SNS)等で悪質・不快な書き込みをされること」、「個人情報の流出などの問題が多く発生している」が続いています。

インターネットは、その性質上、一旦情報や画像が掲載されると消し去ることは極めて困難です。さらに、匿名性、情報発信の容易さから、真偽が定かでない情報も多く存在しています。そのため、一人一人が、情報の発信・収集にあたり、個人の責任を十分理解し、情報モラルを身に付け、情報を主体的に読み解き活用する力(メディアリテラシー)を養う必要があります。また、インターネットの利用者が低年

齡化し、インターネット上でプライバシー侵害したり、差別を助長したりする表現の書き込みを行うなどのさまざまな問題は、大人だけでなく子どもにも拡大しています。

また、SNS等を介したいじめや性被害、薬物取引等、家庭や学校から見えない場所で子どもが被害者となるだけでなく、インターネットの知識やリスクが不十分であることによって、意図せず犯罪を引き起こし加害者となる可能性もあります。そのため、学校においても、児童生徒へのメディアリテラシーの教育が重要です。

【施策の基本方向】

インターネット等による人権課題に関しては、インターネットの性質を踏まえ、利用する際のルールやマナーを守り、人権侵害となる行為を防止するための教育・啓発を推進します。

■啓発活動の推進

インターネット利用者の一人一人が、情報発信・収集にあたり、個人の責任を十分に理解し、情報モラルを身に付け、インターネット上で人権侵害となる行為をしないことの大切さを啓発し、個人の名誉やプライバシーに関する正しい知識や認識を深めるための啓発活動を推進します。

■教育活動の推進

児童生徒に対しては、インターネット上のさまざまな情報の中から、真偽を主体的に判断し、必要なものを的確に選別・活用できる能力や、適切に行動するための基本となる考え方や態度を培うための教育の充実を図ります。また、家庭におけるメディア教育が充実するよう、保護者に対してもインターネットの適切な利用やメディアリテラシー等についての啓発や情報提供を推進します。

また、福岡法務局及び福岡県人権擁護委員連合会が実施している人権教室（「スマホ・ケータイ人権教室」）等を活用して、メディアリテラシーの教育を推進します。

■関係機関との連携

法務局や警察等の情報共有や連携、協力を図り、差別的な書き込み等があった場合には、プロバイダへの削除要請など適切な対応に努めます。

11 性的少数者の人権課題

【現状と課題】

性のあり方には、生物学的な性(からだの性)と自分の性をどのように認識しているかという性自認^(*)(こころの性)、どのような性を好きになるかという性的指向^(*)、しぐさや言葉づかいなどから見る社会的な性別を表す性表現などの要素があり、性自認や性的指向は、人の数だけバリエーションがあります。女性が女性を好きになることや、男性が男性を好きになることで嫌がらせやいじめを受けたり、からだの性とこころの性が一致しない人が、周囲のこころない批判にさらされたりするなど、学校生活や社会生活及び地域の中で、性自認や性的指向を理由とした偏見や差別があります。

性自認や性的指向は、趣味や嗜好の問題ではなく、また、本人の意思によって選択するものでもありませんが、性のあり方への理解不足から生まれる偏見や差別により、多くの当事者が生きづらさを感じています。また、本人の了解なく第三者に暴露する「アウティング」も問題となっています。

国連は、2008(平成20)年に性的指向と性自認に基づいた人権侵害の根絶を世界に呼びかける宣言を出しました。また、2014(平成26)年には、オリンピック憲章に「性的指向による差別禁止」が盛り込まれ、欧米諸国では、同性婚や同性カップルに婚姻と同等の権利を認める動きも出てきています。

わが国では、2004(平成16)年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば、家庭裁判所に対し、性別の取扱いの変更の審判を申し立てることができるようになりました。

2015(平成27)年、東京の渋谷区と世田谷区で「パートナーシップ宣誓制度^(*)」が導入され、その後、他の自治体にもパートナーシップ制度導入の動きが広がっています。

また、2016(平成28)年には、職場での性的少数者^(*)への差別的な言動がセクシュアル・ハラスメントに当たることを、男女雇用機会均等法に基づく事業主向けの「事業主が職場における性的言動に起因する問題に対して雇用管理上講ずべき措置についての指針」に明記しました。さらに、2020(令和2)年には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正され、性的指向や性自認に関する侮辱的言動やアウティングなどの行為に対して、企業に防止策を講じることを義務付けました。

2024(令和6)年現在、同性のカップルなどの結婚が認められないのは憲法に違反するとして国に賠償を求める集団訴訟が全国5か所で起こされています。

このように、性的少数者の人権に関する、さまざまな動きがあります。

福岡県においては、性的少数者への理解の促進を図るためのガイドブックの作成や特別展や県民講座など、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行っています。さらに、2022(令和4)年4月1日から「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

性のあり方が多様であることについては、認知が進んでいるものの、県民意識調査では、性的少数者の人権課題に関して、3割以上の人が「わからない」や「回答なし」としており、理解が十分とは言えない状態です。

各種調査^(★)によると、人口の3～10%が性的少数者と考えられています。しかし、周囲の無理解や偏見を恐れて、伝えることができない人も多く、性的少数者の人が身近にいることに気づいていない人も少なくありません。

性的指向や性自認に関する人権課題は、性的少数者だけの問題ではなく、すべての人に関係する問題であることから、近年では性的指向^(Sexual Orientation)と性自認^(Gender Identity)をさす「SOGI」^(ソ ジ)^(*)という言葉が浸透してきています。性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、性の多様性について多くの人が認識し、理解を深め、すべての人の性的指向と性自認を尊重するための啓発が必要です。

学校においても、性的少数者である児童生徒に配慮する取組が進められていますが、児童生徒や教職員、保護者の性的少数者に対する理解は十分とはいえない現状があります。さらに、児童生徒の性的指向・性自認に関する相談に対応できる体制が必要です。

★各種調査

三重県男女共同参画センター、日高庸晴 宝塚大教授による共同研究 高校生一万人アンケート(2017)、電通ダイバーシティ・ラボ(2018)、大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生に関するアンケート(2019)

福岡県民だより(2022年3月 Vol.148 より引用)

【施策の基本方向】

性のあり方は人それぞれ多様であること、その違いを認め合うことにより、誰もが自分らしく生き生きと暮らすことができる社会の実現をめざして、教育・啓発を推進します。

■啓発活動の推進

多様な性のあり方に対する理解を深め、社会全体で受け入れ尊重していくことや当事者に対する偏見や差別、アウティング等による人権侵害を防止するため、地域社会や職場、家庭など、さまざまな場面において、庁内関係課や企業、支援団体等と連携し啓発活動を推進します。

■教育活動の推進

性的少数者に対する教職員及び児童生徒の適切な理解を促進するとともに、いかなる理由でもいじめや差別を許さない生徒指導と人権教育を推進します。

性的少数者である児童生徒の心情に十分配慮し、当該児童生徒が安心して学校生活を送るために必要な支援及び相談体制の充実を図ります。

■環境づくりの推進

当事者が安心して暮らすことができる町にするため、行政サービス等を利用しやすくする配慮や整備に努め、災害等の非常時においても適切な支援が届くよう努めます。

12 さまざまな人権課題

○生活困窮者等

生活困窮者の多くは、地域から孤立し、自らSOSを発することが難しいことも多く、支援に当たっては、早急に状況を把握し、課題がより深刻になる前に解決を図る必要があります。生活困窮者が抱える課題は、経済的な課題のみならず生活や就労、教育などが多いことから、支援を必要とする方を早急に把握するために関係部署と連携し、包括的な対応に努めます。こどもの貧困対策にあたっては、2020(令和2)年に策定した「宇美町子ども・子育て支援条例」に基づき、施策を推進します。

また、ホームレスの多くは、単に家がないという物理的状況のみならず、社会から排除された人々の問題としてとらえる必要があります。2002(平成14)年に成立した「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に基づき、2013(平成25)年に国が策定した「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権擁護を推進することが必要とされています。

○刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職で差別を受けることや、住居の確保が困難となるなど、社会復帰をめざす人たちにとって厳しい状況にあります。

罪を償い、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生欲とともに、家族、職場、地域等、周囲の人々の理解と協力が不可欠です。しかし、周囲からの偏見などによって自分の居場所がなく、再び犯罪や非行を行うことも少なくありません。

本町では、「第2次宇美町総合福祉計画」にて「宇美町再犯防止推進計画」を策定し、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくすため、保護司^(*)等と連携・協力しながら、7月に「社会を明るくする運動」を展開してきました。

今後も、罪を償い、立ち直ろうとする人を社会全体が温かく受け入れ、更生を援助し共に暮らしていける地域社会をつくるため、関係機関と連携して、啓発活動の推進に努めます。

○災害被害者

2011(平成23)年3月11日に、未曾有の大災害となった東日本大震災が発生し、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。また、原発事故の影響のため、避難や転居を余儀なくされた人たちに対する根拠のない風評に基づいた偏見や差別など、被災者を二重に傷つける出来事も発生しました。

日本各地で地震や風水害などの災害が発生する中、さまざまな事情を持つ被災者への支援や配慮のあり方など、災害に伴う人権課題が浮き彫りとなっています。避難生活の中では、こども、女性、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者など、特別な支援や配慮を必要とする人たちの困難は、より大きいものになります。

災害時には、不確かな情報にとらわれない冷静さと、正しい知識を身に付ける努力が求められるとともに、「相手の立場に立って考える」姿勢を忘れないことが大切です。

○アイヌの人々

アイヌの人々は北海道を中心に先住し、独自の言語や生活様式、文化を持っています。しかし、次第に独自の生活様式や文化は侵害されるようになり、明治以降は狩猟や漁労を制限・禁止され土地を奪われるとともに、日本語を使うことを強制されるなどの同化政策が進められました。生活基盤や独自の文化を失うばかりでなく、アイヌの人々への理解不足などから今でもなお偏見や差別が残っています。

国は、2008(平成20)年にアイヌの人々が先住民族であると認め、2019(令和元)年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

一人一人がアイヌの人々が持つ独自の歴史や文化を正しく理解し、偏見や差別をなくしていくとともに、アイヌの人々が持っている民族としての誇りを尊重していくことが大切です。

○北朝鮮当局による拉致被害等

1970(昭和45)年頃から1980(昭和55)年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。国は、2010(平成22)年までに17名を拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があります。北朝鮮当局による日本人の拉致問題は、国民に対する人権侵害であり、わが国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。

2006(平成18)年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対応に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」として、重点的に啓発活動が行われています。

一刻も早く拉致被害者の帰国が実現できるよう、拉致問題に対する認識と関心を、より一層深めていく必要があります。

○人身取引

人身取引とは、女性や子どもを始めとした弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や性的サービス、労働の強要などにより搾取する、「トラフィッキング」とも呼ばれている犯罪です。

国は、2022(令和4)年に策定された「人身取引対策行動計画 2022」に基づき、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策を推進しています。

人身取引は、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、癒しがたい傷を負わせることから重大な人権侵害であり、迅速な被害者の保護が求められています。さらなる被害者を生まないためにも、一人一人がこの問題について認識し、解決に向けた行動を起こしていくことが必要です。

第5章 推進体制等

1 町の推進体制

本基本指針に基づく人権教育・啓発の推進に当たっては、各人権課題を管轄する課等にとどまらず、横断的に連携し対応していく必要があります。

そのため、これまでの取組をより充実させ、各課が実施する事業に関係する人権課題を共有することで、全庁的な推進体制による人権教育・啓発を推進します。

また、宇美町人権教育推進協議会をはじめ、さまざまな推進組織において、個別の人権課題に即したこれまでの取組に加えて、すべての人々の基本的人権を尊重するという普遍的視点からの推進が図られるよう教育・啓発に努めます。

人権は、すべての人間が、生まれながらにして持っている権利であり、性別、年齢、障がいの有無、国籍などを超えて普遍的に持つものであることを念頭におき、偏見や差別のない心豊かな社会の実現をめざして、正しい知識の普及と啓発を推進するとともに、人権意識の高揚に努めます。

2 関係団体等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進するに当たっては、町民一人一人の学習や行動とともに、社会全体の取組が必要であり、国、県の行政機関や社会教育団体、地域団体、民間団体等と連携しながら、それぞれの役割に応じて協力し合い、実効性のある人権施策の推進に努めます。

3 基本指針の見直し

本基本指針については、国や県の動向、社会情勢の変化及び本町の実情を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

用語解説

ア 行

アカデミック・ハラスメント

大学などの教育機関や研究教育における、権力関係を背景にした嫌がらせや不当な扱いなどのハラスメント行為のこと。

HIV

ヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)の略語。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染などの血液感染によって感染する。HIV感染による免疫力の低下は、緩慢に進行し、エイズ(後天性免疫不全症候群)の発症までには、数年から10年以上かかると言われている。近年では、医学の進歩により、エイズの発症を抑える薬が開発されている。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略称。インターネット上で、大勢の人々が情報を互いに送受信できる場を提供するサービス。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイトのこと。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて、新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である。」との誤った意識を悪用して、なんらかの利権を得るため、同和問題を口実にして企業・行政機関等に対する「ゆすり」、「たかり」等の行為。同和問題に対する誤った認識を植え付ける原因となっている。

エッセンシャルワーカー

人々の生活を支えるために必要不可欠な職種に従事する労働者のことを指し、「生活必須職従事者」とも呼ばれる。医療や福祉、第一次産業や行政、物流や小売業など、いかなる状況下でも必要とされる社会生活を支える職種に従事する人で、厚生労働省はエッセンシャルワーカーを「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」としている。

カ 行

カスタマー・ハラスメント

顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの。

合理的配慮

障がいの有無は関係なく、全ての人が平等であるということを基本とし、人権と基本的な自由を当たり前に行使できるように、環境の変更や調整といった配慮をすること。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、市町村などの行政機関や事業者は、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮の提供」が義務付けられている。

こども療育センター「すくすく」

発達につまずきのある乳幼児とその保護者を対象に、発達相談、療育(個別・集団)訓練を行っている。療育訓練は、対象児の心身の発達を促し、基本的生活習慣の習得や集団生活などへの適応能力の向上を図ることを目的としている。

サ 行

持続可能な開発目標(SDGs)

2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)のことで、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標のこと。17の目標と169のターゲットで構成され、2030(令和12)年の達成期限に向けて、国際社会全体で、さまざまな取組が進められている。SDGsの内容は、どれも「人が生きること」と関連しており、人権尊重の考え方がベースにある。

児童虐待防止推進月間

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に関する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施することとしている。

社会を明るくする運動強調月間

犯罪や非行を防止し、罪を犯した人や少年の更生を支えるため、地域住民の理解と参加を得て、法務省が中心となり実施している。毎年7月を「社会を明るくする運動強調月間」として啓発・周知を図っている。

障害者週間

障がいのある人自らの自立及び社会参加への意欲と、国民の障がい者問題に対する理解と認識をより一層高めるための運動を展開する12月3日から9日までの1週間。

新型コロナウイルス(コビット-19)感染症

発熱、のどの痛み、咳等の主な症状の他、だるさや筋肉痛などの全身症状を引き起こすウイルス。現在は、重症化を防ぐためのワクチンが開発され、普及しているが、高齢者や基礎疾患のある人等は重症化する場合がある。2019(令和元)年から、世界中で流行が拡大した。日本でも感染が広がり、政府が緊急事態宣言を発令し、不要不急の外出自粛が呼びかけられた。

人権週間

国連が世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定めたのを受けて、わが国で定められた12月10日を最終日とする1週間。

人権擁護委員

法務大臣が委嘱した民間の人たちで、日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚を図り、人権侵害による被害者を救済し、人権を擁護していくという考えから設けられたもの。法務局・地方法務局の職員とともに、人権侵害事件の調査・救済活動を通じて処理、人権相談、人権啓発活動を行っている。

人権擁護推進審議会

法務大臣、文部科学大臣、総務大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項を、法務大臣の諮問に応じ、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項を調査審議する。

心配ごと相談

心配ごと相談員が、家庭や仕事の問題など日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言指導及び専門の関係機関の紹介などを行っている。心配ごと相談員は、民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談委員で構成されている。

ジェンダー アイデンティティ 性自認(Gender Identity)

自分の性別をどのように認識しているのかという概念のこと。「こころの性」と呼ばれることもある。

セクシュアル オリエンテーション 性的指向(Sexual Orientation)

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のこと。異性あるいは同性を好きになる、どちらの性も好きになる、特定の誰かを好きにならない等。

性的少数者

性的指向や性自認などに関するマイノリティのこと。性的マイノリティ。

青少年の非行・被害防止全国強調月間

1979(昭和54)年から、毎年7月の1カ月間を「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」と定め、青少年の非行防止等の取組を実施。2010(平成22)年、児童売春や児童ポルノといった福祉犯の被害防止も重点課題に加え、現在の名称に変更した。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言葉や行為、または性的な意図を持つ言動によって、不快な思いをさせたり、嫌がらせをしたりすること。性的な言動とは、性的な関心や欲求に基づくものを行い、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動、性的指向や性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。主に職場や学校、公共の場などで発生しやすい。

SOGI(ソジ)

性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をまとめた言葉。性的指向と性自認は誰もがもっているもので、すべての人の性のあり方にかかわる概念を指す。

タ 行

地域自立支援協議会

障がいのある人が安心して生活できる社会の実現をめざし、保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野の関係者が連携して支援を図る定期的な協議の場。

宇美町では、糟屋地区中南部(須恵町、志免町、久山町、篠栗町、粕屋町)と共同で設置している。

地域包括支援センター

2006(平成18)年4月、介護保険法の改正により、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、保健、福祉、医療の分野で総合的に支援していく機関として設置された。

デートDV

恋人との間で生じる暴力のこと。婚姻関係があるかないかの違いだけで、配偶者間のDVと同じ構図を持っており、暴力をふるう理由も原因も同じである。相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重しないで、自分の考えや価値観を一方的に押しつけたりする「力と支配の関係」が根底にある。

同和問題啓発強調月間

同和問題の真の解決をめざして、県・市町村はもとより県民挙げての差別をなくす運動を展開するため、福岡県において1981(昭和56)年に設定した7月の1カ月間。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者(事実婚を含む)や配偶者であった者、恋人やパートナーなど、親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力的行為や心身に有害な影響を及ぼす言動。

ナ 行

認知症

さまざまな原因で脳細胞が減少、働きが低下することにより、日常生活に支障が生じる程度まで記憶機能や認知機能が低下した状態になること。

ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障がいのある人もない人も、すべての人が人間として通常の生活を送るために、ともに暮らし、ともに生きていけるような社会こそが正常な社会であるという考え方。

八 行

バリア・フリー

障がいのある人や高齢者等が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(バリア)を除去していくという意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁をいうことが多いが、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁という意味でも用いる。

パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為のこと。「上司から部下」だけでなく、「同僚間」や「部下から上司」にも起こりうる。

ハンセン病

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起きる病気で、手足などの神経が麻痺し、汗が出なくなる、感覚がなくなる、体の一部が変形してしまうといった症状が現れる。現代では感染することも、発病することもほとんどなく、万一感染した場合でも、医療法が確立されている。

パートナーシップ宣誓制度

双方又は一方が性的少数者のカップルが、日常生活において相互に協力し合い、人生を共にすることを自治体に宣誓し、自治体が「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付する制度のこと。宣誓することで、双方又は一方が性的少数者のカップルが、県営・町営住宅への入居申込など、一部の行政サービスが利用できるようになる。福岡県では、令和4年4月1日から「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始した。

部落地名総鑑

1975(昭和50)年に発覚し、1985(昭和60)年までに9種類約220冊をこえる差別図書が、「人事極秘、部落地名総鑑」等の書名で企業等に販売された。この事件をきっかけに、同和問題解決のための企業の社会的責任が求められるようになり、公正採用選考の取組等が進められた。

保護司

法務大臣から委嘱を受け、罪を犯した人や少年の立ち直りを地域で支えるボランティア。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談など、さまざまな支援を行っている。

マ 行

マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産をしたことや育児に関する制度を利用したことなどに対して、同僚や上司等から嫌がらせなどを受け、就業環境を害されること。法令や国の指針等では、父親に対するパタニティ・ハラスメントや働きながら介護をする人に対するケア・ハラスメントをまとめて「職場における妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメント」と呼ぶ。

民生委員・児童委員

地域の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域福祉の向上のために活動するボランティア。任期は3年で、社会奉仕の精神、基本的人権の尊重、政党・政治目的への地位利用の禁止を基本姿勢とし、地域町民の立場に立って活動を行う。また、行政とのパイプ役としても役割を果たす。

ヤ 行

やさしい日本語

普段使われている言葉を、外国人にも分かるように配慮した簡単な日本語のこと。災害発生

時に、日本語が不慣れな外国人に、素早く的確に情報を伝えることを目的に考案された。現在では、自治体や外国人支援団体で、生活情報や観光情報などを伝える手段としても使われている。

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満のこどものこと。学業に遅れが出たり、進学や就職を諦めたりすることで自らの育ちや教育に影響を及ぼしていることがある。場合によっては虐待やネグレクトなど、こどもの人権侵害と重複する場合もある。

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国連憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちに社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国連総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家族は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行なわなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展

とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日 本 国 憲 法(抄)

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定

平成12年12月 6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

法務省人権啓発活動強調事項(令和6年度)

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) こどもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 部落差別(同和問題)を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- (12) インターネット上の人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成25年6月19日制定

平成28年4月 1日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。
- (4) 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関(これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
 - ハ 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
 - ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で

定めるもの

へ 会計検査院

(5) 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

(6) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人(同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。

(7) 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

(2) 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

(3) 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

(4) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見

を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

- 2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第2項において「関係機関」

という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者
(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(主務大臣)

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第8条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第32条第2項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第9条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第4条第3項第44号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第6条第1項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律

令和3年5月28日制定

令和3年6月 4日施行

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)の一部を次のように改正する。この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第3条に次の一項を加える。

- 2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第6条第2項中第4号を5号とし、第三号の次に次の一号を加える。

- (4) 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

第8条第2項中「するように努めなければ」を「しなければ」に改める。

第14条中「できるよう」の下に「人材の育成及び確保のための措置その他の」を加える。

第16条に次の一項を加える。

- 2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

本邦出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成28年5月24日制定

平成28年6月 3日施行

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月 9日制定

平成28年12月16日施行

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

宇美町人権教育推進協議会委員名簿(順不同敬称略)

任期:令和5年4月1日～令和7年3月31日

(令和7年3月現在)

	名 前	所 属 等
会 長	白水 英至	町議会議員
副会長	吉村 龍行	人権擁護委員
委 員	吉村 順子	教育委員
委 員	田島 章江	教育委員
委 員	橋本 愛子	教育委員
委 員	金子 辰美	教育委員
委 員	世利 慎吾	人権擁護委員
委 員	佐々木 恵美子	人権擁護委員
委 員	吉本 壽絵	人権擁護委員
委 員	三好 弘子	人権擁護委員
委 員	坂本 武男	社会教育委員会議代表
委 員	横川 美保	スポーツ推進委員会代表
委 員	西山 和俊	保護司会代表
委 員	小河 カツ子	民生委員・児童委員代表
委 員	塚本 博和	自治会長会代表
委 員	石崎 悟	青年団代表
委 員	中山 俊汰	宇美小学校PTA代表
委 員	近藤 華奈	宇美東小学校PTA代表
委 員	手島 彩加	原田小学校PTA代表
委 員	田中 未央	桜原小学校PTA代表
委 員	大石 智子	井野小学校PTA代表
委 員	清水 理恵	宇美中学校PTA代表
委 員	田村 和泉	宇美東中学校PTA代表
委 員	大野 薫	宇美南中学校PTA代表
委 員	岩崎 靖裕	文化協会代表
委 員	高橋 繁信	シニアクラブ連合会代表
委 員	光延 正次郎	学校・園人権教育研究協議会代表

	折居 邦成	教育長
事務局	竹下 健一	教育委員会社会教育課長
	藤崎 賢	教育委員会社会教育課長補佐
	土橋 慶太	教育委員会社会教育課社会教育係長
	早野 明日菜	教育委員会社会教育課社会教育係主査

宇美町人権教育・啓発基本指針（改定版）

令和 7 年 3 月

発行 宇美町教育委員会 社会教育課

〒811-2121 福岡県糟屋郡宇美町平和一丁目1番1号

TEL 092-933-2600 FAX 092-933-2741

E-mail : syakai@town.umi.lg.jp